

軽自動車税種別割の税率

問い合わせ 市民税課 ☎229-3129 FAX229-3331

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

車種区分		税率(年税額)
原動機付自転車	第1種(50cc以下)	2,000円
	第2種乙(50cc超90cc以下)	2,000円
	第2種甲(90cc超125cc以下)	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	二輪(125cc超250cc以下)	3,600円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
二輪小型自動車(250cc超)		6,000円

今年10月1日に「自動車取得税」が廃止され、「軽自動車税環境性能割」が導入されたことにより、従来の「軽自動車税」は「軽自動車税種別割」に名称が変更されました。これによる税率の変更はありません。環境性能割・種別割について、詳しくは津市ホームページをご覧ください。



HP 津市 軽自動車税とは

検索

三輪・四輪以上の軽自動車

車種区分		税率(年税額)			
		平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両(重課)	
軽自動車	三輪	乗用	3,100円	3,900円	4,600円
		貨物	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
		乗用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	4,000円	5,000円	6,000円
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円

最初の新規検査をした年月は自動車検査証の「初度検査年月」欄をご確認ください。



令和2年度の軽自動車税では、初度検査年月が平成19年3月以前の車両が13年を経過したものとなり、重課の税率が適用されます。

例えば、初度検査年月が平成19年3月の四輪軽自動車(乗用・自家用)の税率は、1万2,900円です。



平成31年4月1日～令和2年3月31日に最初の新規検査をした車両

令和2年度のみ

グリーン化特例(軽課)が適用されます!

排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、令和2年度のみ下表の税率が適用されます。なお、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

車種区分		税率(年税額)令和2年度のみ			
		電気自動車・燃費電池自動車・天然ガス自動車※1	ガソリン車・ハイブリッド車※2		
			基準1	基準2	
軽自動車	三輪	乗用	1,000円	2,000円	3,000円
		貨物	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	乗用	2,700円	5,400円	8,100円
		乗用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	1,300円	2,500円	3,800円
		貨物	1,000円	1,900円	2,900円

※1 燃料電池自動車は電気を動力源とし内燃機関を有しないもの。また、天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減車が対象

※2 いずれも平成30年排出ガス規制50%低減車または平成17年排出ガス規制75%低減車が対象

●乗用…平成32(令和2)年度燃費基準値より+30%以上達成した車両

●貨物…平成27年度燃費基準値より+35%以上達成した車両

●乗用…平成32(令和2)年度燃費基準値より+10%以上達成した車両

●貨物…平成27年度燃費基準値より+15%以上達成した車両



グリーン化特例は現行の制度が令和3年度まで延長されたあと、令和4・5年度では対象を自家用乗用車の電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車に限定して適用されます。

～納付は口座振替が払い忘れもなく便利です。お手続きは各金融機関の窓口へ～